

# 審判員規程

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

## (目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下本連盟「本連盟」という。）の審判員に関する資格及び派遣に係わる基本事項を定めるものである。

## (審判員の種類)

第2条 パラ・パワーリフティングの審判員は、本連盟公認の審判員及びワールドパラパワーリフティング（以下「WPPO」という。）公認の審判員とする。

## (審判員の資格)

第3条 本連盟は、以下の規定に従って、適切な資格と資質を有する審判員を選出するものとする。

- (1) 本連盟は、本連盟が認定するパラ・パワーリフティングの活動に合計して2年以上参加した者に対して、本連盟の認定する審判員育成講座を受講する資格を与えることができる。
- (2) 本連盟は、本連盟の認定する審判員講習会を修了し、本連盟の認定する審判員試験に合格した者を本連盟の審判員として承認することができる。
- (3) WPPO公認の審判資格取得を希望する者は、本連盟審判員で二年以上の経験を積んだ者が本連盟強化委員会に申請し、理事会に受講の承認を得なければならない。承認を得たのち、WPPO主催の審判試験を受講することができる。
- (4) 本連盟の審判員は、毎年、審判員登録費を本連盟に支払わなければならない。

## (審判員の選考基準)

第4条 本連盟は、本連盟の審判員の選考にあたっては、公平性及び公正性に十分に配慮するものとする。

## (審判員となることができない場合等)

第5条 審判員は、競技会において、本連盟の審判員が以下のいずれかに該当する場合には、当該競技会に限り、その競技会の審判員となることができな  
ないものとする。ただし、当該競技会の審判員の人数不足その他競技会  
の運営のためにやむを得ない事情があると本連盟が認める場合には、本  
連盟は、当該審判員を当該競技会の審判員とすることができる。

- (1) 当該競技会において選手として出場する者（以下「出場選手」という）  
である場合
- (2) 出場選手の監督、コーチその他参加する選手の指導に当たっている者に  
該当する場合
- (3) 前各号に準じて、判定の公平性及び公正性の観点から、当該競技会の審  
判員とすることが相当でないと本連盟が判断した場合

2 本連盟は、本連盟の審判員が以下のいずれかに該当する場合には、審判員の  
資格を停止、剥奪し、又は登録を抹消することができる。

- (1) 審判員が本連盟に対し、合計して二年以上審判登録費の支払いを怠った  
場合
- (2) 審判員としての判定の公平性及び公正性の観点その他の観点から、本連  
盟の審判員の資格を保有することが相当でないと本連盟が判断した場合

#### （競技会への派遣）

第6条 日本選手権、その他本連盟が主催し又は認定する競技会には、強化委員会  
規定に従って選考された本連盟の審判員を派遣する。派遣に要した費用は、  
本連盟の負担とする。

- 2 その他の本連盟が認定する国内の競技会には、主催者の要請に従い、審判員  
を派遣することができる。派遣に要した費用は、主催者の負担とする。
- 3 審判員がWPPO から指名を受けて審判員をする場合は、当該派遣に要した  
費用はWPPO の指示に従い当該審判員自身の負担とし、本連盟はこれを補  
填しない。

#### （規程の変更）

第7条 この規程は本連盟の理事会の議決によっていつでも変更する事が出来る。

#### （付則）

この規程は、2021年のWPPOルール改正に先立ち、2021.9.6（パラ  
リンピック終了翌日）より施行する。